

平成 20 年 9 月 12 日

**バーゼル銀行監督委員会の市中協議文書「クロスボーダー電信送金に関するカバーペイメント・メッセージに係る顧客管理措置および透明性について」に対するコメント**

全国銀行協会

全国銀行協会は、バーゼル銀行監督委員会が 2008 年 7 月に公表した市中協議文書「クロスボーダー電信送金に関するカバーペイメント・メッセージに係る顧客管理措置および透明性について」に対するコメントを提出する機会に感謝する。

本コメントでは、本市中協議文書に対する基本的考え方を述べた後、具体的な箇所に係るコメントを述べることとしたい。

1. 基本的考え方

- (1) 送金人および受取人に係る情報をカバーペイメント・メッセージに付記することは、クロスボーダー電信送金のチェーンにおける情報の欠落を防ぐこととなるので、クロスボーダー電信送金の透明性を高める措置であると考え（捜査上の必要性等に応える観点から有意義である）。ただし、中継銀行（カバー中継銀行）は、クロスボーダー電信送金のメカニズムの中の銀行間の資金決済の任に当たる機関であり、送金人および受取人との直接の接点がないため、送金人や受取人に係る情報を本人に確認することが困難であることから、中継銀行に当該情報が真性であることの確認に係る責務を課すことは合理的とはいえず、また効果的でもないと考え。
- (2) カバーペイメント・チェーンにおいても、送金人に係る情報の取得、本人確認（verification）、スクリーニング、カバーペイメント・メッセージへの付記および受取人に係る情報の送金人からの取得、カバーペイメント・メッセージへの付記についての責務を負うのは送金人の銀行であるべきである。また、送金人から取得した受取人の情報について、本人確認の責務を負うのは受取人の銀行であるべきである。実際、F A T F 特別勧告 VII（電信送金）・同解釈ノートおよびそれを受けた現行の A M L / C F T の施策において中継銀行の役割が限定的であるのは、そのような考え方に基づいているものと考え。
- (3) M T 1 0 3 および M T 2 0 2 C 0 V を送信する送金人の銀行が上記の責務を果たすのを確実にするためには、各国に法制化を求め、F A T F は、その整備が

行われない国・地域を調査し、以前の非協力国・地域（NCC T）リストと同様のリストを公表して、それらの国からの送金について注意を喚起する施策が有効であり、かつ受取人の銀行においてリスクベース・アプローチをとる際の有効な手段となり得るのではないか。

## 2. 具体的な箇所に係るコメント

- (1) 本市中協議書パラ 20 において「そのような手続きは、要求されたフィールドが記載されているものの当該情報（＝送金人・受取人情報）が不明確または不完全なケースの探知を促進させるべき」と記載されているが、「1. 基本的考え方」においてコメントしたとおり、中継銀行は送金人および受取人との直接の接点がないため、実務上、中継銀行が当該情報が不正確ないし不完全なものかどうかを判断すること自体が極めて困難なケースが多いのが実態と思われる。したがって、対応の方向性としては、各銀行レベルで可能な範囲で精度向上を図っていくことも重要なが、当該情報の欠如も含め、むしろSWIFTシステムで一次的なシステムチェックを行う等の一元的な体制について検討が行われるべきと考える。
- (2) 本市中協議書パラ 27 において「受取人の銀行は、（中略）2つのメッセージ（送金人の銀行からの直接のメッセージおよびカバーペイメント・チェーンからのカバーペイメント・メッセージ）間に齟齬があることをリスクベースのモニタリングにより探知できる立場にあるであろう」と記載されているが、顧客情報欄は、送金人の銀行から受信するメッセージ（例えば、スイフトMT103）にはあるものの、カバーペイメント・チェーンにおいて受取人の銀行のコルレス銀行から受信する入金通知（例えば、スイフトMT910）にはないことから、そのような齟齬を探知することは、実務的に不可能である。
- (3) 本市中協議書パラ 32 において「顧客は、外貨建取引や海外との取引の執行においては、他の法域におけるすべてのカバー中継銀行に適切な個人情報伝達されていることを明確に説明されているべき」と記載されているが、とりわけ海外所在の受取人に対して、送金人の銀行がカバー送金における支払指図に送金人および受取人の情報が付記されることを明確に説明することは実務的に困難と思われる。  
また、個人情報の保護に関しては、クロスボーダー取引においてカバー送金が利用される場合に、送金人・受取人の情報が提供されることについて、送金人・受取人を含む関係者間のコンセンサスがあれば個々の同意は不要であると考えられることから、そのようなコンセンサスの醸成が望まれる。

以上